

1 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例 [\(訪問看護関係部分\)](#)

(凡例)

従うべき基準・・・灰色のマーカ―

標準・・・・・・・・囲み文字

参酌すべき基準・・・記号なし

省令	岡山市条例及び規則案
<p>指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準</p> <p style="text-align: right;"><u>(平成十一年三月三十一日)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(厚生省令第三十七号)</u></p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 <u>基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</u></p> <p><u>一～九 (略)</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この<u>省令</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者</p>	<p><u>岡山市</u>指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;"><u>平成24年12月19日</u></p> <p style="text-align: right;"><u>岡山市条例第85号</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員，設備及び運営の基準を定めるとともに、法第70条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この<u>条例</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者</p>

をいう。

二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。

三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。

七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

をいう。

(2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。

(3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

(5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

(6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。

(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(8) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号) をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村 (特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第11項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であつてはならない。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努め

第二章～第三章 (略)

第四章 訪問看護

第一節 基本方針

(基本方針)

第五十九条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第六十条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとする。

一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）

イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）

なければならない。

6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

第二章～第三章 (略)

第四章 訪問看護

第一節 基本方針

(基本方針)

第65条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第66条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次のとおりとする。

(1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）

ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）

常勤換算方法で、二・五以上となる員数

ロ 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。

2 前項第一号イの看護職員のうち一**名**は，常勤でなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準**第六十三条**第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準**第六十二条**に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定介護予防サービス等基準**第六十三条**第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準**第三条**の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準**第三条**の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に，指定地域密着型サー

常勤換算方法で、2. 5以上となる員数

イ 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。

2 前項第1号アの看護職員のうち1**人**は，常勤でなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準**条例第65条**第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準**条例第64条**に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定介護予防サービス等基準**条例第65条**第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準**条例第6条**第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準**条例第4条**に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に，指定地域密着型サー

ビス基準**第三条の四**第一項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、**第一項**第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準**第一百七十一条**第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準**第七十条**に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準**第一百七十一条**第四項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、**第一項**第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第六十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

ビス基準**条例第6条**第1項第4号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、**同項**第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準**条例第193条**第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準**条例第192条**に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準**条例第193条**第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、**同項**第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6.7条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第六十二条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準**第六十五条**第一項又は第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、**第一項又は前項**に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

第八条 **指定訪問看護事業者**は、**指定訪問看護**の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、**第73条**に規定する**運営規程**の概要、**看護師等**

3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第68条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準**条例第6.7条**第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、**前2項**に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

第8条 **指定訪問看護事業者**は、**指定訪問看護**の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、**第79条**に規定する**重要事項に関する規程**の概

の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 **指定訪問看護事業者**は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該**指定訪問看護事業者**は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ **指定訪問看護事業者**の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ **指定訪問看護事業者**の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、**指定訪問看護事業者**の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

要、**看護師等**の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 **指定訪問看護事業者**は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該**指定訪問看護事業者**は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア **指定訪問看護事業者**の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ **指定訪問看護事業者**の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、**指定訪問看護事業者**の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

<p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定訪問看護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問看護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定訪問看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p>	<p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定訪問看護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問看護事業者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定訪問看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p>
<p>第九条 指定訪問看護事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んではな</p>	<p>第九条 指定訪問看護事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んではな</p>

らない。

(サービス提供困難時の対応)

第六十三条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用

第十二条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認

らない。

(サービス提供困難時の対応)

第69条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第11条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用

第12条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認

定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第六十四条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆準用

第十五条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」とい

定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第70条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆準用

第15条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）

う。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、[指定訪問看護](#)の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十六条 [指定訪問看護事業者](#)は、居宅サービス計画([施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。](#))が作成されている場合は、当該計画に沿った[指定訪問看護](#)を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第十七条 [指定訪問看護事業者](#)は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十八条 [指定訪問看護事業者](#)は、[看護師等](#)に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十九条 [指定訪問看護事業者](#)は、[指定訪問看護](#)を提供した際には、当該[指定訪問看護](#)の提供日及び内容、当該[指定訪問看護](#)について法第四十一条第六項の規定に

第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画([同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。](#))の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、[指定訪問看護](#)の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 [指定訪問看護事業者](#)は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った[指定訪問看護](#)を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第17条 [指定訪問看護事業者](#)は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 [指定訪問看護事業者](#)は、[看護師等](#)に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 [指定訪問看護事業者](#)は、[指定訪問看護](#)を提供した際には、当該[指定訪問看護](#)の提供日及び内容、当該[指定訪問看護](#)について法第41条第6項の規定によ

より利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第六十六条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により

り利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第71条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定訪問看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十一条 **指定訪問看護事業者**は、法定代理受領サービスに該当しない**指定訪問看護**に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した**指定訪問看護**の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第六十七条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、**自ら**その提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び**第七十条**第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 **指定訪問看護事業者**は、法定代理受領サービスに該当しない**指定訪問看護**に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した**指定訪問看護**の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第72条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、**多様な評価の手法を用いて**その提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第73条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び**第75条**第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う**こと**。

二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。

四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

(主治の医師との関係)

第六十九条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示並びに

(2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うこと。

(4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

(5) 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。

2 指定訪問看護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(主治の医師との関係)

第74条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画書及び同条第5項に規定する訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項に規定する主治の医師の文書による指

前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

第七十条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

7 前条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

（同居家族に対する訪問看護の禁止）

示並びに前項の**規定による**訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

第75条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

7 前条第4項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

（同居家族に対する訪問看護の禁止）

第七十一条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

第76条 指定訪問看護事業者は、看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

(別居親族に対する訪問看護の制限)

第77条 指定訪問看護事業者は、看護師等に、その別居の親族である利用者であって、規則で定めるものに対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。ただし、別居の親族である利用者に対する指定訪問看護が規則で定める基準に該当する場合には、この限りでない。

<条例施行規則案>

(別居の親族)

第2条 条例第26条及び条例第77条に規定する規則で定める者は、訪問介護員等及び看護師等との関係が、次の各号のいずれかに該当する利用者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 3親等内の血族及び姻族

(別居の親族に対する指定訪問看護に係るサービス提供の制限の例外)

第5条 条例第77条ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 指定訪問看護の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定訪問看護の提供を受けなければ、必要な訪問看護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

第二十六条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 指定訪問看護が法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供されること。

(3) 指定訪問看護が条例第75条第1項に規定する訪問看護計画書に基づいて提供されること。

(4) 指定訪問看護を提供する看護師等の当該指定訪問看護に従事する時間の合計時間が当該看護師等が指定訪問看護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないこと。

2 指定訪問看護事業者は、条例第77条ただし書及び前項の規定に基づき、看護師等にその別居の親族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る訪問看護計画書の実施状況等からみて、当該指定訪問看護が適切に提供されていないと認めるときは、当該看護師等に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

第27条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第七十二条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務) ☆準用

第五十二条 指定訪問看護事業所の管理者は、指定訪問看護事業所の従業員の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問看護事業所の管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業員にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第七十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程 (以下この章において「運営規程」という。) を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第78条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務) ☆準用

第57条 指定訪問看護事業所の管理者は、指定訪問看護事業所の従業員の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問看護事業所の管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業員に第4章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第79条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時、事故発生時等における対応方法

七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等) ☆準用

第三十条 指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、当該指定訪問看護事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供しなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等) ☆準用

第三十一条 指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示) ☆準用

第三十二条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 成年後見制度の活用支援

(9) 苦情解決体制の整備

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等) ☆準用

第32条 指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、当該指定訪問看護事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供しなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

4 指定訪問看護事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(衛生管理等) ☆準用

第33条 指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示) ☆準用

第34条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの

ると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

第三十三条 指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告) ☆準用

第三十四条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第三十五条 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

第三十六条 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

第35条 指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告) ☆準用

第36条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第37条 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

第38条 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 **指定訪問看護事業者**は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 **指定訪問看護事業者**は、提供した**指定訪問看護**に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 **指定訪問看護事業者**は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 **指定訪問看護事業者**は、提供した**指定訪問看護**に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 **指定訪問看護事業者**は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携） ☆準用

第三十六条の二 指定訪問看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した**指定訪問看護**に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければなら

2 **指定訪問看護事業者**は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 **指定訪問看護事業者**は、提供した**指定訪問看護**に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 **指定訪問看護事業者**は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 **指定訪問看護事業者**は、提供した**指定訪問看護**に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 **指定訪問看護事業者**は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携） ☆準用

第39条 指定訪問看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した**指定訪問看護**に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければなら

らない。

(事故発生時の対応) ☆準用

第三十七条 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第三十八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第七十三条の二 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 第六十九条第二項に規定する主治の医師による指示の文書

二 訪問看護計画書

三 訪問看護報告書

い。

(事故発生時の対応) ☆準用

第40条 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第41条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第80条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(1) 訪問看護計画書

(2) 訪問看護報告書

四 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十四条 第八条, 第九条, 第十一条から第十三条まで, 第十五条から第十九条まで, 第二十一条, 第二十六条, 第三十条から第三十八条まで及び第五十二条の規定は, 指定訪問看護の事業について準用する。この場合において, これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と, 第八条中「第二十九条」とあるのは「第七十三条」と, 第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は, 平成十二年四月一日から施行する。

(3) 第74条第二項に規定する主治の医師による指示の文書

(4) 次条において準用する第19条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第32条第1項に規定する勤務の体制等の記録

(7) 次条において準用する第38条第二項に規定する苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する第40条第二項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(9) 法第40条に規定する介護給付及び第71条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

(準用)

第81条 第8条, 第9条, 第11条から第13条まで, 第15条から第19条まで, 第21条, 第27条, 第32条から第41条まで及び第57条の規定は, 指定訪問看護の事業について準用する。この場合において, これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と, 第8条第1項中「第30条」とあるのは「第79条」と, 第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と, 第57条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は, 平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行す

(経過措置) (略)	<u>る。</u> (経過措置) (略)
------------	-------------------------

6 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(介護予防訪問看護関係部分)

(凡例)

従うべき基準・・・灰色のマーカー

標準・・・・・・・・囲み文字

参酌すべき基準・・・記号なし

省令	岡山市条例及び規則案
<p>指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p style="text-align: right;"><u>(平成十八年三月十四日)</u> <u>(厚生労働省令第三十五号)</u></p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 <u>基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</u></p> <p><u>一～九</u> (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この<u>省令</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に</p>	<p><u>岡山市</u>指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する<u>基準等を定める条例</u></p> <p style="text-align: right;"><u>平成24年12月19日</u> <u>岡山市条例第90号</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第115条の2第2項第1号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この<u>条例</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に</p>

定めるところによる。

- 一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
- 三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- 六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

定めるところによる。

- (1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。
- (2) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
- (3) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- (6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(8) 基準省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であつてはならない。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村 (特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章～第三章 (略)

第四章 介護予防訪問看護

第一節 基本方針

第六十二条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第六十三条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業

を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村 地域包括支援センター（法第15条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

6 指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

第二章～第三章 (略)

第四章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針

(基本方針)

第64条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第65条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」

所」という。) ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)の員数は、次に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとする。

一 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。)

イ 保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。)

常勤換算方法で、二・五以上となる員数

ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。) 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。

2 前項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第六十条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

という。) ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)の員数は、次に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次のとおりとする。

(1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。)

ア 保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。)

常勤換算方法で、2.5以上となる員数

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。) 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとすること。

2 前項第一号アの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第6.6条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準条例第6.5条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6.6条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第六十四条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

第六十五条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(管理者)

第6.6条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第6.7条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第六十二条第一項又は第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

第八条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第七十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はそ

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第68条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。第1節 基本方針

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

第8条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第74条に規定する重要事項に関する規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はそ

の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、
受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ [指定介護予防訪問看護事業者](#)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、[指定介護予防訪問看護事業者](#)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、[指定介護予防訪問看護事業者](#)の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 [指定介護予防訪問看護事業者](#)は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、
受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ [指定介護予防訪問看護事業者](#)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、[指定介護予防訪問看護事業者](#)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、[指定介護予防訪問看護事業者](#)の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 [指定介護予防訪問看護事業者](#)は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問看護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第九条 指定介護予防訪問看護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問看護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第六十六条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第十一条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問看護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止) ☆準用

第9条 指定介護予防訪問看護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問看護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第68条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第11条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 [指定介護予防訪問看護事業者](#)は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、[指定介護予防訪問看護](#)を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

第十二条 [指定介護予防訪問看護事業者](#)は、[指定介護予防訪問看護](#)の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 [指定介護予防訪問看護事業者](#)は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第十三条 [指定介護予防訪問看護事業者](#)は、[指定介護予防訪問看護](#)の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の[心身の状況](#)、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め

2 [指定介護予防訪問看護事業者](#)は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、[指定介護予防訪問看護](#)を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

第12条 [指定介護予防訪問看護事業者](#)は、[指定介護予防訪問看護](#)の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 [指定介護予防訪問看護事業者](#)は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握) ☆準用

第13条 [指定介護予防訪問看護事業者](#)は、[指定介護予防訪問看護](#)の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の[心身の状況](#)、[病歴](#)、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に

なければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第六十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助) ☆準用

第十五条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第69条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助) ☆準用

第15条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆準用

第十六条 **指定介護予防訪問看護事業者**は、介護予防サービス計画（**施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。**）が作成されている場合は、当該計画に沿った**指定介護予防訪問看護**を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助） ☆準用

第十七条 **指定介護予防訪問看護事業者**は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行） ☆準用

第十八条 **指定介護予防訪問看護事業者**は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録） ☆準用

第十九条 **指定介護予防訪問看護事業者**は、**指定介護予防訪問看護**を提供した際には、当該**指定介護予防訪問看護**の提供日及び内容、当該**指定介護予防訪問看護**について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 **指定介護予防訪問看護事業者**は、**指定介護予防訪問看護**を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第16条 **指定介護予防訪問看護事業者**は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った**指定介護予防訪問看護**を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助） ☆準用

第17条 **指定介護予防訪問看護事業者**は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行） ☆準用

第18条 **指定介護予防訪問看護事業者**は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録） ☆準用

第19条 **指定介護予防訪問看護事業者**は、**指定介護予防訪問看護**を提供した際には、当該**指定介護予防訪問看護**の提供日及び内容、当該**指定介護予防訪問看護**について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 **指定介護予防訪問看護事業者**は、**指定介護予防訪問看護**を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第六十九条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用

(利用料等の受領)

第七十条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用

第二十一条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定介護予防訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した 指定介護予防訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第七十条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

第21条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定介護予防訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した 指定介護予防訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第71条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

(別居親族に対するサービス提供の制限)

第72条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に、その別居の親族である利用者であつて、規則で定めるものに対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。ただし、別居の親族である利用者に対する指定介護予防訪問看護が規則で定める基準に該当する場合には、この限りでない。

<条例施行規則案>

(別居の親族)

第2条 条例第23条及び条例第72条に規定する規則で定める者は、訪問介護員等及び看護師等との関係が、次の各号のいずれかに該当する利用者とする。

(1) 配偶者

(2) 3親等内の血族及び姻族

(別居の親族に対する指定介護予防訪問看護に係るサービス提供の制限の例外)

第5条 条例第72条ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 指定介護予防訪問看護の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定介護予防訪問看護の提供を受けなければ、必要な介護予防訪問看護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。

(2) 指定介護予防訪問看護が法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供されること。

(3) 指定介護予防訪問看護が条例第78条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づいて提供されること。

(4) 指定介護予防訪問看護を提供する看護師等の当該指定介護予防訪問看護に従事する時間の合計時間が当該看護師等が指定介護予防訪問看護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないこと。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、条例第72条ただし書及び前項の規定に基づき、看護師等にその別居の親族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る介護予防訪問看護計画書の実施状況等からみて、当該指定介護予防訪問看護が適切に提供されていないと認めるときは、当該看護師等に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

第二十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨

(利用者に関する市町村への通知) ☆準用

第24条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を

を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに[指定介護予防訪問看護](#)の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第七十一条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務) ☆準用

第五十二条 [指定介護予防訪問看護事業所](#)の管理者は、[指定介護予防訪問看護事業所](#)の従業者の管理及び[指定介護予防訪問看護](#)の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 [指定介護予防訪問看護事業所](#)の管理者は、当該[指定介護予防訪問看護事業所](#)の従業者に[この節及び次節](#)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第七十二条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに[指定介護予防訪問看護](#)の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第73条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務) ☆準用

第54条 [指定介護予防訪問看護事業所](#)の管理者は、[指定介護予防訪問看護事業所](#)の従業者の管理及び[指定介護予防訪問看護](#)の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 [指定介護予防訪問看護事業所](#)の管理者は、当該[指定介護予防訪問看護事業所](#)の従業者に[第4章第4節及び第5節](#)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第74条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等) ☆準用

第二十八条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時、事故発生時等における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 成年後見制度の活用支援

(9) 苦情解決体制の整備

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等) ☆準用

第29条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかななければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(衛生管理等) ☆準用

第二十九条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示) ☆準用

第三十条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所の見やすい場所に、**第七十二条**に規定する重要事項に関する規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

第三十一条 指定介護予防訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、当該指定介護予防訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告) ☆準用

第三十二条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所について

(衛生管理等) ☆準用

第30条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示) ☆準用

第31条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所の見やすい場所に、**第74条**に規定する重要事項に関する規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等) ☆準用

第32条 指定介護予防訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、当該指定介護予防訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告) ☆準用

第33条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所について

て広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第三十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

第三十四条 指定介護予防訪問看護事業者は、提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、提供した指定介護予防訪問看護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法

広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第34条 指定介護予防訪問看護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆準用

第35条 指定介護予防訪問看護事業者は、提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、提供した指定介護予防訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律

律第九十二号) 第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。) が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 **指定介護予防訪問看護事業者**は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携) ☆準用

第三十四条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した**指定介護予防訪問看護**に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

第三十五条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する**指定介護予防訪問看護**の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 **指定介護予防訪問看護事業者**は、前項の事故の状況及び事故に際して**採った**処置について記録しなければならない。

3 **指定介護予防訪問看護事業者**は、利用者に対する**指定介護予防訪問看護**の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第192号) 第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。) が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 **指定介護予防訪問看護事業者**は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携) ☆準用

第36条 指定介護予防訪問看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した**指定介護予防訪問看護**に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応) ☆準用

第37条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する**指定介護予防訪問看護**の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 **指定介護予防訪問看護事業者**は、前項の事故の状況及び事故に際して**とった**処置について記録しなければならない。

3 **指定介護予防訪問看護事業者**は、利用者に対する**指定介護予防訪問看護**の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

ない。

(会計の区分) ☆準用

第三十六条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第七十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 **第七十七条**第二項に規定する主治の医師による指示の文書

二 介護予防訪問看護計画書

三 介護予防訪問看護報告書

四 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 次条において準用する**第二十三条**に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する**第三十四条**第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する**第三十五条**第二項に規定する事故の状況及び事故に際

ない。

(会計の区分) ☆準用

第38条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第75条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防訪問看護計画書

(2) 介護予防訪問看護報告書

(3) **第79条**第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(4) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する**第24条**に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第29条第1項に規定する勤務の体制等の記録

(7) 次条において準用する**第35条**第2項に規定する苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する**第37条**第2項に規定する事故の状況及び事故に際し

して採った処置についての記録

(準用)

第七十四条 第八条, 第九条, 第十一条から第十三条まで, 第十五条から第十九条まで, 第二十一条, 第二十三条, 第二十八条から第三十六条まで及び第五十二条の規定は, 指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において, これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と, 第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第七十二条」と, 第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第七十五条 指定介護予防訪問看護は, 利用者の介護予防に資するよう, その目標を設定し, 計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は, 自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い, 常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は, 指定介護予防訪問看護の提供に当たり, 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

てとった処置についての記録

(9) 法第52条に規定する予防給付及び第70条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

(準用)

第76条 第8条, 第9条, 第11条から第13条まで, 第15条から第19条まで, 第21条, 第24条, 第29条から第38条まで及び第54条の規定は, 指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において, これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と, 第8条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第74条」と, 第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と, 第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第4章第4節及び第5節」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第77条 指定介護予防訪問看護は, 利用者の介護予防に資するよう, その目標を設定し, 計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は, 多様な評価の手法を用いてその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い, 常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は, 指定介護予防訪問看護の提供に当たり, 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第七十六条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、**第六十二条**に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

6 指定介護予防訪問看護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第78条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、**第64条**に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 看護師等（准看護師を除く。以下この項において同じ。）は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならないこと。

三 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第二号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。

七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

十 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十一 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内

(3) 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

(4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

(5) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならないこと。

(6) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第二号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。

(7) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(9) 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。

(10) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

(11) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容

容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。

十二 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

十三 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならない。

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで及び第十号から第十四号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（主治の医師との関係）

第七十七条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならないこと。

(12) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならないこと。

(13) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならないこと。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

(15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第2号から第6号まで及び第10号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（主治の医師との関係）

第79条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

<p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 前条第十五号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 <u>この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</u></p> <p>(経過措置) (略)</p>	<p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 <u>この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p>(経過措置) (略)</p>
--	---